

平成 26 年度水道事業会計決算報告

安定経営を維持！

市水道事業は、市民の皆さんに常に安全で安定した水道水を供給するために運営されています。今回は、平成 26 年度水道事業会計の決算状況をお知らせします。

●水道料金・引越し・検針・水道メーターの取り換えについて
水道料金お客さまセンター ☎995-1831

●水道工事・漏水・給水装置について
上下水道課 ☎995-1833

皆さんからの水道料金で賄われています

水道事業の会計は、収益的収支と資本的収支からなっています。収益的収支とは、水道水をつくり、それを家庭まで送り届ける費用とその財源を表します。資本的収支とは、企業債償還金や施設更新、耐震管を含む配水本管の布設などに必要な費用とその財源で、収入は工事負担金などです。

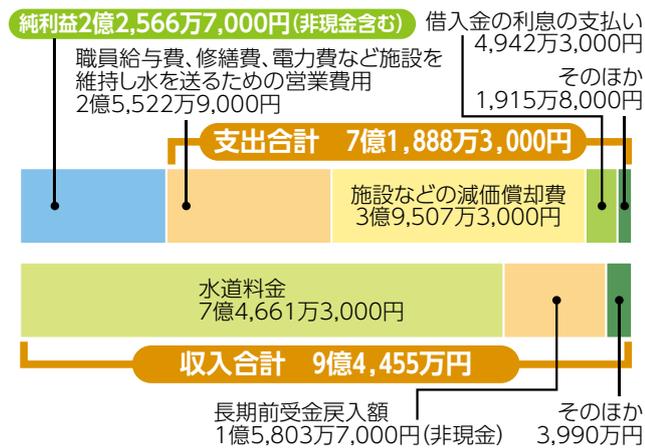
今後も、市水道ビジョンに基づく中長期的な展望を

見据え、経費の節減に努めるなど効率的な経営を行います。大切なライフラインを守り、安全で安心な水を安定供給していくため、ご理解ご協力をお願いします。

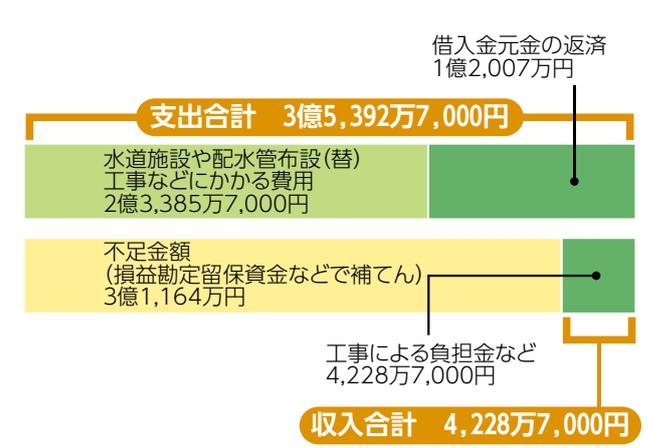
会計制度が変更されました

平成 26 年度から新たな公営企業会計基準が全国的に適用されることとなりました。このことから、新たな勘定科目の追加や振替により、前年と比べ表記方法などが一部異なります。

水道水を供給する費用（収益的収支決算）



水道の施設を造る費用（資本的収支決算）



※決算額に消費税は含まれていません。

8年に1回、水道メーターを更新

10月16日(金)～10月30日(金)



各家庭・事業所などに取り付けられた水道メーターは、計量法に基づき8年に一度無料で交換しています。該当する方には事前に通知した上、市の委託水道業者が交換に伺います。交換作業中は、断水などのご迷惑をお掛けしますがご理解ご協力をお願いします。

- 交換手数料を請求することはありません。
- メーターが屋外にある場合は、不在でも敷地内に立ち入り、交換します。
- 立ち会いの必要はありません。
- 交換はメーターの有効期限によりますので、周りのお宅と交換時期が異なることがあります。
- 水道メーターボックスの上に荷物などを置いたり、車を止めたりしないようにお願いします。
- 11月検針分の使用水量は、交換前のメーターの使用水量と新メーターでの使用水量の合算となります。なお、新たに取り付けるメーターは、出荷時に各種テストを実施しており、若干数値がゼロより上回っていますが、その分の料金は発生しません。